



Kumamoto City

News Release

令和4年（2022年）2月10日

みなし陽性の取扱い開始について

新型コロナウイルスの感染が急拡大している状況への対応として、国通知に基づき、陽性者の濃厚接触者で同居家族又は同居している方が有症状となった場合には、医師の判断により検査を行わず、臨床症状で診断する「みなし陽性」の取扱いも可能とします。

なお、この取扱いは、PCR検査の試薬や抗原定性検査キットが不足していることにより、検査の実施に支障が生じている場合に限ることとします。（※詳細は別紙のとおり）

1 運用開始日

令和4年（2022年）2月11日（金）から運用開始

<参考> 熊本市ホームページ「みなし陽性の取扱い開始について」

https://www.city.kumamoto.jp/hpkiji/pub/Detail.aspx?c_id=5&id=40246

【お問い合わせ先】

熊本市健康福祉局
新型コロナウイルス感染症対策課
副課長：岡島（おかじま）
 迫田（さこだ）
TEL：096-364-3311

みなし陽性の取扱い開始について

PCR検査の試薬や抗原定性検査キットが不足していることにより、検査の実施に支障が生じている場合における臨時的な取扱いとして、以下の対応も可能となります。

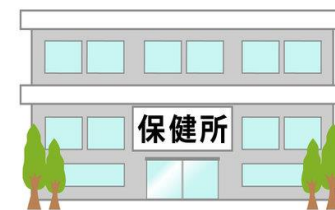
みなし陽性の導入



感染者の同居家族等
(濃厚接触者) が**有症状**



医師の判断により、
PCR検査等を行わ
なくとも臨床症状
をもって診断する。



疑似症患者
として届出

<運用開始時期>

令和4年2月11日(金)～当面の間

<みなし陽性の取扱いができる条件>

陽性者の濃厚接触者で同居家族又は同居している方が有症状となった場合